

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様  
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

障害福祉サービス事業等に係る適切な報酬算定について（通知）

障害福祉サービス事業等に係る報酬については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）等に基づき算定することとされているところですが、報酬告示、留意事項通知等の定める要件に基づかずに報酬を不正に請求していた事案が今年度複数発生しております。

当該事案においては介護給付費等の多額の返還の必要が生じていることから、指定基準違反や不正請求に係る県から事業所への指導に留まらず、事業所の運営や利用者のサービス利用にも影響が出てくることが想定されるところです。

各事業所におかれては、当課で作成している「指導・監査調書兼自主点検表」を活用いただくこと等により、自事業所における報酬算定が報酬告示、留意事項通知等の定める要件に合致しているか今一度点検いただき、適切に報酬算定を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 今年度発生した不正請求事案（主なもの）

- (1) 前サービス管理責任者の退職以降、個別支援計画を長期間に渡り策定せず、アセスメント、モニタリング等の個別支援計画作成に係る一連の業務も行っていなかった。

**【個別支援計画未作成等減算】**

- 留意事項通知第二の 1
  - (10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
    - ① [略]
    - ② 算定される単位数

(一) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(二) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

③ [略]

④ 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。

(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

(2) 就労継続支援B型事業所において、目標工賃達成指導員を配置していないにもかかわらず、長期間に渡り目標工賃達成指導員配置加算を請求していた。

#### 【目標工賃達成指導員配置加算】

○ 報酬告示 別表第14

13 目標工賃達成指導員配置加算

イ～ホ [略]

注 目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 その他

(1) 当課ホームページに公表している「指定障害福祉サービス事業所等の指導・監査結果(平成30年度実績)」のうち、報酬算定に係る部分を抜粋し添付しますので、併せて御確認願います。

(2) 報酬算定に関し疑義が生じた場合には、事業所の所在地を管轄する各広域振興局に御相談願います（盛岡市指定事業所は盛岡市が相談窓口となります。）。

#### 【担当】

障がい福祉担当 柳田

電話 019-629-5447

FAX 019-629-5454